

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程

ハウスプラス住宅保証株式会社

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この技術的審査業務規程(以下「規程」という。)は、登録住宅性能評価機関並びに登録建築物調査機関であるハウスプラス住宅保証株式会社(以下「ハウスプラス」という。)が、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)第53条第1項の低炭素建築物新築等計画の法律第54条第1項に定める認定基準への適合に係る技術的審査(以下「技術的審査」という。)の実施について必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 技術的審査は、認定基準への適合性について、公正かつ適確に実施するものとする。

(技術的審査の実施機関の原則)

第3条 技術的審査の実施できる機関は所管行政庁の認める次のとおりとする。

- (1) 審査対象が住宅の場合は、登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関等が技術的審査を実施するものとする。
- (2) 審査対象が非住宅の場合は、登録建築物調査機関又は、住宅性能評価を実施しているなど省エネルギー性能の審査能力がある中立性のある機関により技術的審査を実施するものとする。
- (3) 審査対象が住宅及び非住宅を含む複合建築物(以下「複合建築物」という。)の場合は、住宅部分においては登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関が、非住宅部分は登録建築物調査機関又は、住宅性能評価を実施しているなど省エネルギー性能の審査能力がある中立性のある機関により技術的審査を実施するものとする。

(技術的審査の業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務区域)

第4条 技術的審査を行う時間・休日、事務所の所在地、業務区域、建築物の用途に応じた業務範囲等は前条の審査対象により実施するハウスプラスが別に定める住宅性能評価業務規程若しくはハウスプラスが別に定める建築物調査機関業務規程等によるものとする。

2 ハウスプラスは、関係所管行政庁が定める区分のものについて技術的審査の業務を行うものとする。

第2章 技術的審査の業務の実施方法

第1節 依頼手続き

(所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼)

第5条 所管行政庁に認定を申請する前に技術的審査を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)又は技術的審査の手続きに関する一切の権限を依頼者から委任された者(以下「代理者」という。)は、ハウスプラスに対し、次の各号に掲げる図書(以下「技術的審査用提出図書」という。)を、正副2部提出しなければならないものとする。ただし、(1)号に掲げる図書については、正1部を提出することとできる。

- (1) ハウスプラスが別に定める低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査サービス申込書
- (2) 別記様式1号の低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書(以下「依頼書」という。)
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「規則」という。)第41条第1項で定める認定申請書(第五号様式)
- (4) 技術的審査の対象となる建築物の設計図書等(規則第41条第1項の表に定める図書その他ハウスプラスが技術的審査のために必要と認める図書(以下「技術的審査添付図書等」という。))のうち、技術的審査の依頼がされた認定基準の区分に応じ必要となる設計図書等。

2 前項の規定により提出される技術的審査用提出図書の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(ハウスプラスの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))と依頼者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)の受理によることとできる。

(適合証が交付された後に行う計画の変更に係る技術的審査の依頼)

第6条 依頼者は、第11条第1項の適合証の交付を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合において、ハウスプラスに変更に係る技術的審査の依頼をすることができる。この場合、依頼者はハウスプラスに対し、次の各号(ハウスプラスにおいて直前の技術的審査を行っている場合

にあつては、(3)を除く。)に掲げる図書を、正副2部提出しなければならないものとする。ただし、(1)号に掲げる図書については、正1部を提出することとできる。

- (1) ハウスプラスが別に定める低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査サービス申込書
- (2) 別記様式3号の低炭素建築物新築等計画の変更に係る技術的審査依頼書
- (3) 技術的審査添付図書等のうち変更に係るもの
- (4) 直前の技術的審査の結果が記載された適合証又はその写し

(技術的審査の依頼の受理及び契約)

第7条 ハウスプラスは、第5条又は第6条の技術的審査の依頼があつたときは、次の事項を確認し、当該技術的審査用提出図書を受理する。

- (1) 技術的審査を依頼された建築物の所在地が、第4条の業務を行う区域内であること。
 - (2) 技術的審査用提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (3) 技術的審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 技術的審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 ハウスプラスは、前項の確認により、技術的審査用提出図書が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 依頼者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、ハウスプラスは、受理できない理由を明らかにするとともに、依頼者に技術的審査用提出図書を返却する。
- 4 ハウスプラスは、第1項により技術的審査の依頼を受理した場合においては、依頼者に引受承諾書を交付する。この場合、依頼者とハウスプラスとはハウスプラスが別に定める低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務約款(以下「技術的審査業務約款」という。)に基づく契約を締結したものとする。
- 5 前項の技術的審査業務約款又は引受承諾書には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 依頼者は、提出された書類のみでは技術的審査を行うことが困難であるとハウスプラスが認めて請求した場合は、技術的審査を行うのに必要な追加書類を双方合意の上定めた期日までにハウスプラスに提出しなければならない旨の規定
 - (2) 依頼者は、ハウスプラスが認定基準への適合に関する是正事項を指摘した場合は、双方合意の上定めた期日までに当該部分の技術的審査用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定
 - (3) 別記様式2号の適合証の交付前までに、依頼者の都合により依頼内容を変更する場合は、依頼者は、双方合意の上定めた期日までにハウスプラスに変更部分の技術的審査用提出図書を提出しなければならない旨の規定及びその変更が大幅なものとハウスプラスが認める場合にあっては、依頼者は、当初の依頼内容に係る依頼を取下げ、別に改めて技術的審査を依頼しなければならない旨の規定
 - (4) ハウスプラスは、適合証を交付し、又は適合証を交付できない旨を通知する期日(以下「業務期日」という。)を定める旨の規定
 - (5) ハウスプラスは、依頼者が(1)から(3)までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更することができる旨の規定
 - (6) ハウスプラスは、不可抗力によって、業務期日までに適合証を交付することができない場合には、依頼者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定
 - (7) 依頼者が、その理由を明示の上、ハウスプラスに書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であるとハウスプラスが認めるときは、ハウスプラスは業務期日の延期をすることができる旨の規定
 - (8) ハウスプラスは、依頼者の責めに帰すべき事由により業務期日までに適合証を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定
 - (9) ハウスプラスは、所管行政庁の求めに応じ、技術的審査の内容について、所管行政庁に説明することができる旨の規定

(技術的審査の依頼の取下げ)

第8条 依頼者は、前条の適合証の交付前に技術的審査の依頼を取り下げる場合においては、その旨を記載した申請等取下げ願い(別記様式6号)をハウスプラスに提出する。

- 2 前項の場合においては、ハウスプラスは、技術的審査の業務を中止し、技術的審査用提出図書を依頼者に返却する。

(所管行政庁から依頼される技術的審査)

第 9 条 所管行政庁から依頼がある場合の技術的審査においては、所管行政庁との契約に基づき行うものとする。

第 2 節 技術的審査の実施方法

(技術的審査の実施方法)

第 10 条 ハウスプラスは、技術的審査の依頼を受理したときは、速やかに、第 13 条に定める審査員に技術的審査を実施させるものとする。

2 審査員は次に定める方法により技術的審査を行う。

(1) 技術的審査用提出図書をもって技術的審査を行う。

(2) 技術的審査を依頼された低炭素建築物新築等計画の全部又は一部が認定基準に適合しているかどうかを確認する。

(3) 技術的審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該建築物が認定基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類等を求めて審査を行う。

3 審査員は、技術的審査上必要があるときは、技術的審査用提出図書に関し依頼者に説明を求めものとする。

(適合証の交付等)

第 11 条 ハウスプラスは、審査員の技術的審査の結果、依頼に係る低炭素建築物新築等計画の全部又は一部が認定基準に適合すると認めるときは、別記様式 2 号の適合証 (第 6 条による依頼の場合は別記様式 4 号の適合証 (変更)) を依頼者に交付するものとする。

2 前項の適合証の次の各号に掲げる記の部分には、それぞれ当該各号に定める事項を記載するものとする。

(1) 適合証交付番号 別表「適合証交付番号の付番方法」に基づき付番された適合証交付番号

(2) 適合の範囲 技術的審査を行った認定基準の区分

3 ハウスプラスは審査員の技術的審査の結果、依頼に係る低炭素建築物新築等計画の全部又は一部が認定基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めて技術的審査をしないときは、その旨の通知書 (別記様式 5 号) を依頼者に交付するものとする。

第 3 章 技術的審査料金

(技術的審査料金)

第 12 条 ハウスプラスは、技術的審査の実施に関し、ハウスプラスが別に定める技術的審査料金を徴収することができる。

2 ハウスプラスは、前項の技術的審査料金についての請求、収納等の方法を別に定めるものとする。

3 所管行政庁からの依頼による場合の技術的審査料金については、所管行政庁との契約に基づくものとする。

第 4 章 審査員

(審査員)

第 13 条 ハウスプラスは、次に該当する者 (以下「審査員」という。) に技術的審査を行わせるものとする。

(1) 住宅にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保促進法」という。) 第 13 条に定める評価員 (ハウスプラスの職員以外に委嘱する評価員を含む。) で、かつ、一般社団法人住宅性能評価・表示協会 (以下「協会」という。) が実施する技術的審査に関する研修を受講し、協会に登録された者。又は、エネルギー使用の合理化に関する法律 (昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。) 第 76 条の 9 に定める調査員 (ハウスプラスの職員以外に委嘱する調査員を含む。) で、かつ、協会が実施する技術的審査に関する研修を受講し、協会に登録された者。

(2) 非住宅にあっては、前号に定める審査員。又は、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号。以下「基準法」という。) 第 77 条の 24 の登録を受けた確認検査員で、かつ、協会が実施する技術的審査に関する研修を受講し、協会に登録された者。

(3) 住宅及び非住宅を含む複合建築物にあっては、住宅については第 1 号の審査員が行い、非住

宅部分にあつては前号の審査員が行う。

- 2 評価員が技術的審査を行う建築物の範囲は、次の表各号の左欄に掲げる評価員に応じ、それぞれ当該各号の右欄に掲げる建築物とする。

評価員	技術的審査を行う建築物
一 一級建築士若しくは建築基準適合判定資格者検定合格者又はこれらと同等以上の知識及び経験を有する者	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 3 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる建築物
二 前号の左欄に掲げる者又は建築士法第 2 条第 3 項に規定する二級建築士若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有する者	建築士法第 3 条の 2 第 1 項各号に掲げる建築物（前号に掲げる建築物を除く。）
三 前号の左欄に掲げる者又は建築士法第 2 条第 4 項に規定する木造建築士若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有する者	前二号に掲げる建築物以外の建築物

（秘密保持義務）

- 第 14 条 ハウスプラスの役員及びその職員（審査員を含む。）並びにこれらの者であった者は、技術的審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 5 章 技術的審査の業務に関する公正及び適正性の確保

（技術的審査の業務に関する公正の確保）

- 第 15 条 ハウスプラスは、ハウスプラスの役員又はその職員（審査員を含む。（以下本条において同じ））が、技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合は、当該建築物に係る技術的審査を行わないものとする。

- 2 ハウスプラスは、ハウスプラスの役員又はその職員が、技術的審査の依頼に係る建築物について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該建築物に係る技術的審査を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

- 3 ハウスプラスは、その役員又は職員（過去 2 年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかが当該ハウスプラスの役員又は職員である者の行為が、次のいずれかに該当する場合（当該役員又は職員が当該依頼に係る技術的審査の業務を行う場合に限る。）は、当該依頼に係る技術的審査を行わないものとする。

- (1) 技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合
- (2) 技術的審査の依頼に係る建築物について、前項の(1)から(4)までのいずれかに掲げる業務を行った場合

- 4 審査ミスや不正審査を抑制するために、協会の行う監査を受けるものとする。

第 6 章 雑 則

（帳簿の作成及び保存方法）

- 第 16 条 ハウスプラスは、次の(1)から(8)までに掲げる事項を記載した技術的審査業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、技術的審査業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存するものとする。

- (1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

- (2) 技術的審査業務の対象となる建築物の名称
- (3) 技術的審査業務の対象となる建築物の所在地
- (4) 技術的審査の依頼を受けた年月日
- (5) 技術的審査を行った審査員の氏名
- (6) 技術的審査料金の金額
- (7) 第 11 条第 1 項の適合証の交付番号
- (8) 第 11 条第 1 項の適合証の交付を行った年月日又は第 11 条第 3 項の通知書の交付を行った年月日
- (9) 技術的審査を行った認定基準の区分

2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

(帳簿及び書類の保存期間)

第 17 条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第 16 条第 1 項の帳簿 技術的審査の業務を廃止するまで
 - (2) 技術的審査用提出図書(所管行政庁との契約により保存不要な場合を除く。)及び適合証の写し 適合証の交付を行った日の属する年度から 5 事業年度
- 2 ハウスプラスが技術的審査の業務の全部を廃止した場合において、業務を承継する他機関がある場合は帳簿及び書類の保管を引き継ぐ。

(帳簿及び書類の保存及び管理方法)

第 18 条 前条第 1 項各号に掲げる文書の保存は、技術的審査中にあつては技術的審査のため特に必要ある場合を除き事務所内において、技術的審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、前条第 1 項 1 号に規定する帳簿への記載事項及び同 2 号に規定する書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

(事前相談)

第 19 条 依頼者は、技術的審査の依頼に先立ち、ハウスプラスに相談をすることができる。この場合において、ハウスプラスは、誠実かつ公正に対応するものとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 20 条 ハウスプラスは、電子情報処理組織による依頼の受付及び図書の交付を行う場合にあっては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(国土交通省等への報告等)

第 21 条 ハウスプラスは、公正な業務を実施するために国土交通省等から業務に関する報告等を求められた場合には、審査内容、判断根拠その他情報について報告等を行うこととする。

(附則)

第 1 条 この技術的審査業務規程は、平成 24 年 12 月 4 日より施行する。

第 2 条 この技術的審査業務規程は、平成 25 年 1 月 11 日より施行する。

第 3 条 この技術的審査業務規程は、平成 25 年 5 月 10 日より施行する。

別表

「適合証交付番号の付番方法」

交付番号は、17桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『 - - - - - 』

1～3桁目	登録住宅性能評価機関番号（国土交通省登録番号とは異なる）
4桁目	1：登録住宅性能評価機関のみの業務を実施 2：登録住宅性能評価機関及び指定確認検査機関の業務を実施 3：登録住宅性能評価機関及び登録建築物調査機関の業務を実施
5～6桁目	登録住宅性能評価機関の事務所毎に付する番号
7～10桁目	適合証交付日の西暦
11桁目	1：新築 2：増築、改築、修繕、模様替 3：空気調和設備等の設置 4：空気調和設備等の改修 5：その他
12桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等での建築物申請 3：共同住宅等での住戸申請 4：住戸と非住宅の複合用途での建築物申請 5：住戸と非住宅の複合用途での住戸申請 6：非住宅の用途のみ
13～17桁目	通し番号（12桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書

年 月 日

ハウスプラス住宅保証株式会社 宛

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

印

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

印

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準への適合性について技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【技術的審査を依頼する認定基準】

法第54条第1項第1号関係

外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

一次エネルギー消費量に関する基準

その他の基準

法第54条第1項第2号関係(基本方針)

法第54条第1項第3号関係(資金計画)

【建築物の位置】

【建築物の名称】

【市街化区域等】

市街化区域

区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域

【建築物の用途】

一戸建ての住宅 共同住宅等 非住宅建築物 複合建築物

【建築物の工事種別】

新築 増築 改築 修繕又は模様替

空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修

【申請の対象とする範囲】

建築物全体 住戸の部分のみ

建築物全体及び住戸の部分

【認定申請先の所管行政庁名】

【認定申請予定日】

年 月 日

受付欄	料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者印	

<登録住宅性能評価機関からのお願い>

省エネ技術導入状況等について、個人や個別の住宅が特定されない統計情報として、国土交通省等に提供することがございますのであらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

別紙(注意)書きも低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書の一部となります。ご確認の上、ご申請願います。

(注意)

1. 依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 依頼者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3. 代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。
4. 申請の別において一部の住戸の認定とする場合は、別紙に住戸番号を記載してください。
5. この依頼書に基づく契約の内容は、同依頼書、炭素建築物新築等計画に係る技術的審査サービス申込書(電磁的方法による申請の場合・形式を含む)、ハウスプラス住宅保証株式会社が別に定める低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務約款及び低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づきます。なお、上記低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務約款及び低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程については、ハウスプラス住宅保証株式会社ウェブサイト(URL:<http://www.houseplus.co.jp/>)をご確認ください。

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
適合証

依頼者の氏名又は名称 殿

ハウスプラス住宅保証株式会社

印

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

- 1. 建築物の位置
- 2. 建築物の名称
- 3. 市街化区域等
 - 市街化区域
 - 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
- 4. 建築物の用途
 - 一戸建ての住宅
 - 共同住宅等
 - 非住宅建築物
 - 複合建築物
- 5. 建築物の工事種別
 - 新築
 - 増築
 - 改築
 - 修繕又は模様替
 - 空気調和設備等の設置
 - 空気調和設備等の改修
- 6. 申請の対象とする範囲
 - 建築物全体
 - 住戸の部分のみ
 - 建築物全体及び住戸の部分
- 7. 認定申請先の所管行政庁名
- 8. 適合することを確認した認定基準
 - 法第54条第1項第1号関係
 - 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準
 - 一次エネルギー消費量に関する基準
 - その他の基準
 - 法第54条第1項第2号関係(基本方針)
 - 法第54条第1項第3号関係(資金計画)

技術的審査依頼年月日	年	月	日
認定申請予定日	年	月	日
適合証交付年月日	年	月	日
適合証交付番号	-	-	-
審査員氏名			

低炭素建築物新築等計画の変更に係る技術的審査依頼書

年 月 日

ハウスプラス住宅保証株式会社 宛

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

印

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

印

下記の建築物について、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程第6条に基づき、変更の技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【計画を変更する建築物の適合証】

1. 適合証交付番号 第 号

2. 適合証交付年月日 年 月 日

3. 適合証を交付した者

4. 変更の概要

5. 変更の対象となる認定申請書の申請日 年 月 日

受付欄	料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者印	

(注意)

1. 依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 依頼者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3. 代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。
4. この依頼書に基づく契約の内容は、同依頼書、炭素建築物新築等計画に係る技術的審査サービス申込書(電磁的方法による申請の場合・形式を含む)、ハウスプラス住宅保証株式会社が別に定める低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務約款及び低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づきます。なお、上記低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務約款及び低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程については、ハウスプラス住宅保証株式会社ウェブページ(URL: <http://www.houseplus.co.jp/>)をご確認ください。

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
適合証(変更)

依頼者の氏名又は名称 殿

ハウスプラス住宅保証株式会社

印

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

- | | |
|--------------------|--|
| 1. 建築物の位置 | |
| 2. 建築物の名称 | |
| 3. 市街化区域等 | 市街化区域
区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域 |
| 4. 建築物の用途 | 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物 <input type="checkbox"/> |
| 5. 建築物の工事種別 | 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕又は模様替 <input type="checkbox"/>
空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修 <input type="checkbox"/> |
| 6. 申請の対象とする範囲 | 建築物全体 <input type="checkbox"/> 住戸の部分のみ <input type="checkbox"/>
建築物全体及び住戸の部分 <input type="checkbox"/> |
| 7. 認定申請先の所管行政庁名 | |
| 8. 適合することを確認した認定基準 | <input type="checkbox"/> 法第54条第1項第1号関係
<input type="checkbox"/> 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準
<input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量に関する基準
<input type="checkbox"/> その他の基準
<input type="checkbox"/> 法第54条第1項第2号関係(基本方針)
<input type="checkbox"/> 法第54条第1項第3号関係(資金計画) |

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請日	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	- - - - -
審査員氏名	

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査に適合しない旨の通知書

第 [] 号
[] 年 [] 月 [] 日

依頼者の氏名又は名称 殿

ハウスプラス住宅保証株式会社
印

別添の低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書及びその添付図書に記載の建築物については、下記の理由により適合証を交付できませんので、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程第11条第3項に基づき、通知書を交付します。

(理由)

[]

申請等取り下げ願い

平成 年 月 日

ハウスプラス住宅保証株式会社 殿

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

印

下記のサービスについて、貴社へ提出した申請を取り下げます。なお、取り下げにあたり、ハウスプラス住宅保証株式会社が定める各業務約款・業務規定業務規程等に基づく手続きを依頼するとともに、所定の取下げ手数料をお支払いします。

記

<p>サービスの種類</p> <p>瑕疵保険に関するサービスの取り下げは本紙ではできません</p>	<p>設計住宅性能評価 建設住宅性能評価</p> <p>適合証明(設計・中間・竣工)</p> <p>長期優良住宅にかかる技術的審査</p> <p>省エネ法に基づく建築物調査業務()</p> <p>住宅省エネラベル適合性評価 エコポイント対象住宅証明</p> <p>復興支援・住宅エコポイント用耐震改修証明()</p> <p>低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査</p> <p>その他()</p>
<p>住宅・工事・建築物名称</p>	
<p>建設地住所(地名地番) ()が表示されているサービスに関しては住居表示としてください</p>	
<p>建築主の氏名又は名称 建築物調査に限り、省略可</p>	
<p>ハウスプラス受付番号</p>	

ハウスプラス処理欄